

「適正な電力取引についての指針」の主な改定事項（1）

指針改定の経緯

公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成11年12月、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を作成・公表し、これまで6回にわたり同指針の改定を行ってきた。

今般、平成28年4月に電気事業法等の一部を改正する法律が施行されること等に伴い、共同して本指針の改定を行った。

小売分野における適正な電力取引の在り方

公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

【以下の事項を指針に追加】

- 託送料金相当金額の請求書等への明記
 - ・ 電気料金の透明性確保の観点から、小売電気事業者が、需要家への請求書又は領収書に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。
- スイッチングの円滑化
 - ・ 広域的運営推進機関や一般送配電事業者が、需要家による契約先小売電気事業者の変更（スイッチング）の申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが円滑に行われる環境を確保することが望ましい。

公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

【以下の事項を指針に追加】

- セット販売における不当な取扱い
 - ・ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の電気と他の商品又は役務をセット販売する場合において、セット割引による不当な安値設定を行うことは、独占禁止法上問題となる。
 - ・ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより自己の電気と他の商品又は役務をセット販売する場合において、自己の業務提携先に対して、他の小売電気事業者との提携内容を自己よりも不利なものとすること等を条件とすることは、独占禁止法上問題となる。
- スイッチングの妨害
 - ・ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者等が、スイッチングの妨害等不当な取扱いを行うことは、独占禁止法・電気事業法上問題となる。
- 需要家に対する誤解を招く情報提供
 - ・ 小売電気事業者が、誤解を招く情報提供により自己のサービスに需要家を不当に誘導することは、電気事業法上問題となる。

「適正な電力取引についての指針」の主な改定事項（2）

卸売分野における適正な電力取引の在り方

考え方の整理、公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

【以下の事項を指針に追加】

○ 常時バックアップの対象

- ・ 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップの供給量について、当該小売電気事業者が新たに需要拡大する量に応じて一定割合（特高・高圧は3割程度、低圧は1割程度）を確保することが適當。
- ・ 区域において一般電気事業者であった発電事業者等及びその関連会社（議決権の3分の1以上を有する発電事業者等）が、支配的な卸供給シェア（50パーセント以上が一つの目安）を有する区域において、常時バックアップを行う。

○ 卸電力市場の透明性

- ・ 卸電力市場の健全性と公正性を確保するため、インサイダー取引や相場操縦を防ぐための内部的な取引監視体制を構築することが望ましい。

公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

【以下の事項を指針に追加】

○ 小売電気事業者への卸供給・卸電力取引所への投入

- ・ 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で、不當に他の小売電気事業者への電気の卸供給量又は卸電力取引所への電力投入量を制限すること等は、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上問題となる。
- ・ 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、正当な理由なく他の小売電気事業者への電気の卸供給量又は卸電力取引所への電力投入量を制限すること等は、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上問題となる。
- ・ 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、他の小売電気事業者への電気の卸供給量又は卸電力取引所への電力投入量を制限すること等により、市場における競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上問題となる。

○ インサイダー取引

- ・ 正当な理由なくインサイダー情報を知って行う卸取引や、インサイダー情報の公表を行わないことは、電気事業法上問題となる。

○ 相場操縦

- ・ 市場相場をつり上げることを目的として行う濫用的な買い占め等を行うことは、電気事業法上問題となる。
- ・ 価格をつり上げるために売惜しみ等を行うことで市場相場を変動させることは、電気事業法上問題となる。

「適正な電力取引についての指針」の主な改定事項（3）

託送分野等における適正な電力取引の在り方

考え方の整理、公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

【以下の事項を指針に追加】

○ 他部門と連携して実施する業務に関する配慮

- ・ 小規模事務所や山間部等における水力発電所等において、業務運営の効率性が著しく阻害される場合には、一般送配電事業者において、発電部門又は小売部門の従業員が送配電部門の業務を行うこと、又は、送配電部門の従業員が発電部門又は小売部門の業務を行うことを妨げるものでないことを明確化。
- ・ 一般送配電事業者において、送配電部門が小売部門や発電部門の業務を行う場合には、当該業務に相当する他の小売電気事業者や発電事業者の業務を受託できる範囲を公表し、合理的な範囲で受託することが望ましい。
- ・ 一般送配電事業者において、送配電部門がその業務を小売部門や発電部門に実施させる場合には、その実施主体を募集すること等により当該実施主体を決定することが望ましい。

公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

【以下の事項を指針に追加】

○ 需要家への差別的対応

- ・ 一般送配電事業者が、送配電事業のために需要家と需給調整契約を締結する際に、自己の小売部門の需要家を優遇することは、電気事業法上問題となる。※今後のネガワット取引の実態等を踏まえ、必要に応じて改定。
- ・ 一般送配電事業者が、転居等により新たな供給先を検討中の需要家に対する情報提供において、自社の小売部門と他の小売電気事業者で不当に差別的に取り扱うことは、電気事業法上問題となる。

○ 代表契約者制度における差別的対応

- ・ 一般送配電事業者が、正当な理由なく特定の小売電気事業者を代表契約者とする代表契約について協議を拒むこと等は、電気事業法上問題となる。
※ 代表契約者制度：バランシンググループを構成する複数の小売電気事業者と一般送配電事業者が一の託送供給契約を締結し、複数の小売電気事業者間で代表契約者を選定する仕組み。

他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方

【以下の事項を指針に追加・削除】

○ オール電化に関する供給約款・選択約款の運用の適正化

- ・ オール電化に関し、供給約款・選択約款の運用を適正化するため運用基準を定めること等を望ましい行為としている記載について、オール電化メニューが原則として自由料金になることを踏まえ、当該記載を削除。

○ オール電化に関連した屋内配線工事等の差別的取扱い

- ・ 一般送配電事業者が、屋内配線工事等において、オール電化であるかどうかにより需要家を差別的に取り扱うことは、電気事業法上問題となる。